

全国がん登録 届出マニュアル 新旧対照表

新 (2026)	旧 (2025)
<p data-bbox="450 416 896 560">全国がん登録 届出マニュアル 2026</p> <p data-bbox="524 667 822 711">ダウンロード版</p> <p data-bbox="427 868 913 935">厚生労働省 国立研究開発法人国立がん研究センター</p>	<p data-bbox="1406 416 1852 560">全国がん登録 届出マニュアル 2025</p> <p data-bbox="1480 667 1778 711">ダウンロード版</p> <p data-bbox="1384 868 1870 935">厚生労働省 国立研究開発法人国立がん研究センター</p>
<p data-bbox="197 1046 277 1086">内容</p> <p data-bbox="197 1102 1133 1423">はじめに.....1 第1章：届出の対象と方法.....3 届出の対象.....5 届出の必要ながんの種類.....5 届出の必要な患者.....6 届出の必要な病院等.....7 ・・・全国がん登録と患者さんからの質問.....8 届出情報の作成と届出方法.....10 届出情報の作成.....10</p>	<p data-bbox="1149 1046 1229 1086">内容</p> <p data-bbox="1149 1102 2085 1423">はじめに.....1 第1章：届出の対象と方法.....3 届出の対象.....5 届出の必要ながんの種類.....5 届出の必要な患者.....6 届出の必要な病院等.....7 ・・・全国がん登録と患者さんからの質問.....8 届出情報の作成と届出方法.....10 届出情報の作成.....10</p>

届出の期間	10	届出の期間	10
届出の時期	11	届出の時期	11
届け出るところ	11	届け出るところ	11
・・・診療情報管理士や医師事務作業補助者が届出票を作成してもいいの ですか？	11	・・・診療情報管理士や医師事務作業補助者が届出票を作成してもいいの ですか？	11
届出情報の提出形式	13	届出情報の提出形式	13
届出の方法	14	届出の方法	14
届出の取消、修正について	14	届出の取消、修正について	14
・・・都道府県がん登録室等からの照会にご協力をお願いします	14	・・・都道府県がん登録室等からの照会にご協力をお願いします	14
(削除)		全国がん登録の届出チャート	17
第2章：届出項目について	20	第2章：届出項目について	19
届出項目の概説	23	届出項目の概説	21
全国がん登録届出項目一覧	23	全国がん登録届出項目一覧	21
がん治療、初回治療の定義	25	がん治療、初回治療の定義	23
(削除)		進展度について	24
全国がん登録届出項目詳細	28	全国がん登録届出項目詳細	26
患者基本情報	29	患者基本情報	27
病院等の名称	29	病院等の名称	27
診療録番号	30	診療録番号	28
カナ氏名	31	カナ氏名	29
氏名	32	氏名	30
性別	33	性別	31
生年月日	34	生年月日	32
診断時住所	35	診断時住所	33
腫瘍情報	36	腫瘍情報	34
側性	36	側性	34
原発部位	37	原発部位	35
病理診断	38	病理診断	36
診断施設	40	診断施設	38
治療施設	41	治療施設	39
診断根拠	42	診断根拠	40
診断日	44	診断日	42
発見経緯	45	発見経緯	43
進展度・治療前	46	進展度・治療前	44
進展度・術後病理学的	47	進展度・術後病理学的	45

初回の治療情報	48
外科的治療の有無	48
鏡視下治療の有無	50
内視鏡的治療の有無	52
外科的・鏡視下・内視鏡的治療の範囲	54
放射線療法の有無	55
化学療法の有無	56
内分泌療法の有無	58
その他の治療の有無	59
届出時の状況	60
死亡日	60
その他	61
備考	61
第3章：死亡者新規がん情報に関する 通知に基づく届出	63
死亡者新規がん情報に関する通知に基づく届出	65
遡り調査の方法	65
届出の方法	65
・・・死亡診断書と死亡者情報票	66
付 録	69

はじめに

本書「全国がん登録 届出マニュアル 2026」は、がん登録等の推進に関する法律（平成 25 年法律第 111 号）が定める、病院等（※）の管理者が、原発性のがんについて、当該病院等の所在地の都道府県知事に届け出る情報の作成にあたり必要な事項をまとめたものです。

※ 病院等とは、本法においては、病院又は本法の規定に基づき指定された診療所のことをいいます。

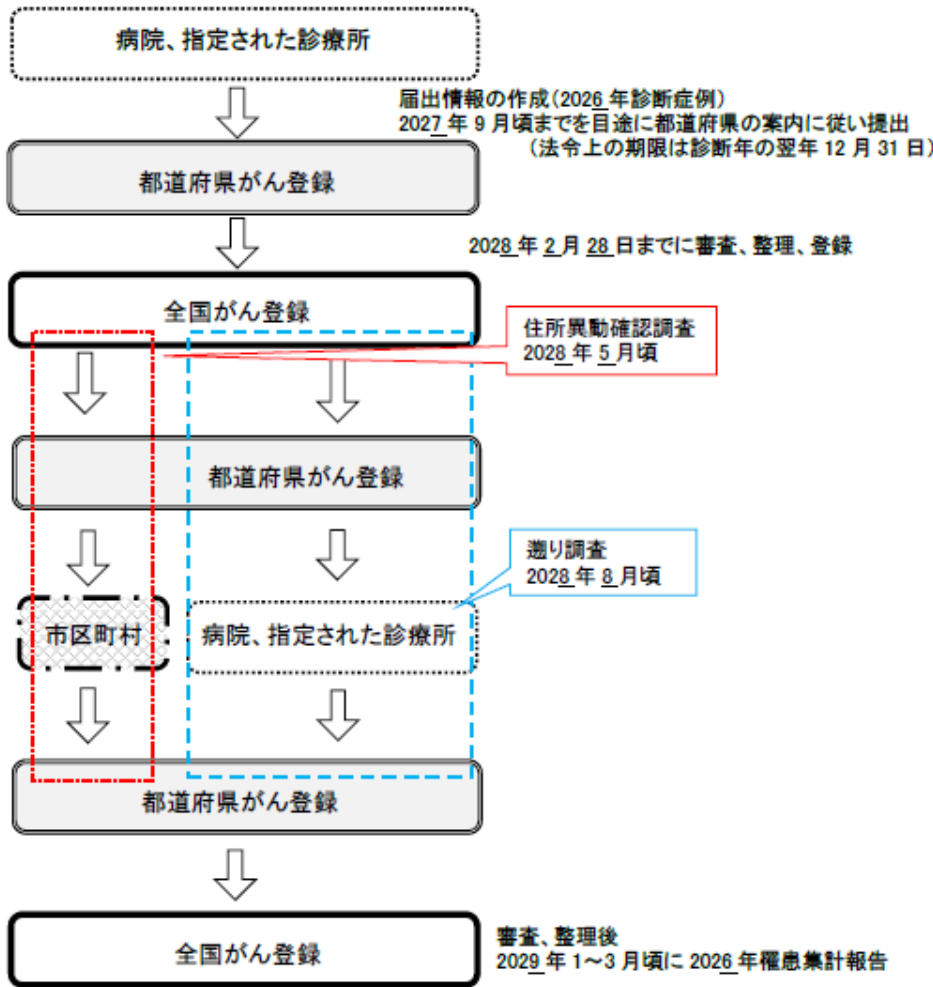
初回の治療情報	46
外科的治療の有無	46
鏡視下治療の有無	48
内視鏡的治療の有無	50
外科的・鏡視下・内視鏡的治療の範囲	52
放射線療法の有無	53
化学療法の有無	54
内分泌療法の有無	56
その他の治療の有無	57
届出時の状況	59
死亡日	59
その他	60
備考	60
第3章：死亡者新規がん情報に関する 通知に基づく届出	62
死亡者新規がん情報に関する通知に基づく届出	64
遡り調査の方法	64
届出の方法	64
・・・死亡診断書と死亡者情報票	65
付 録	68

はじめに

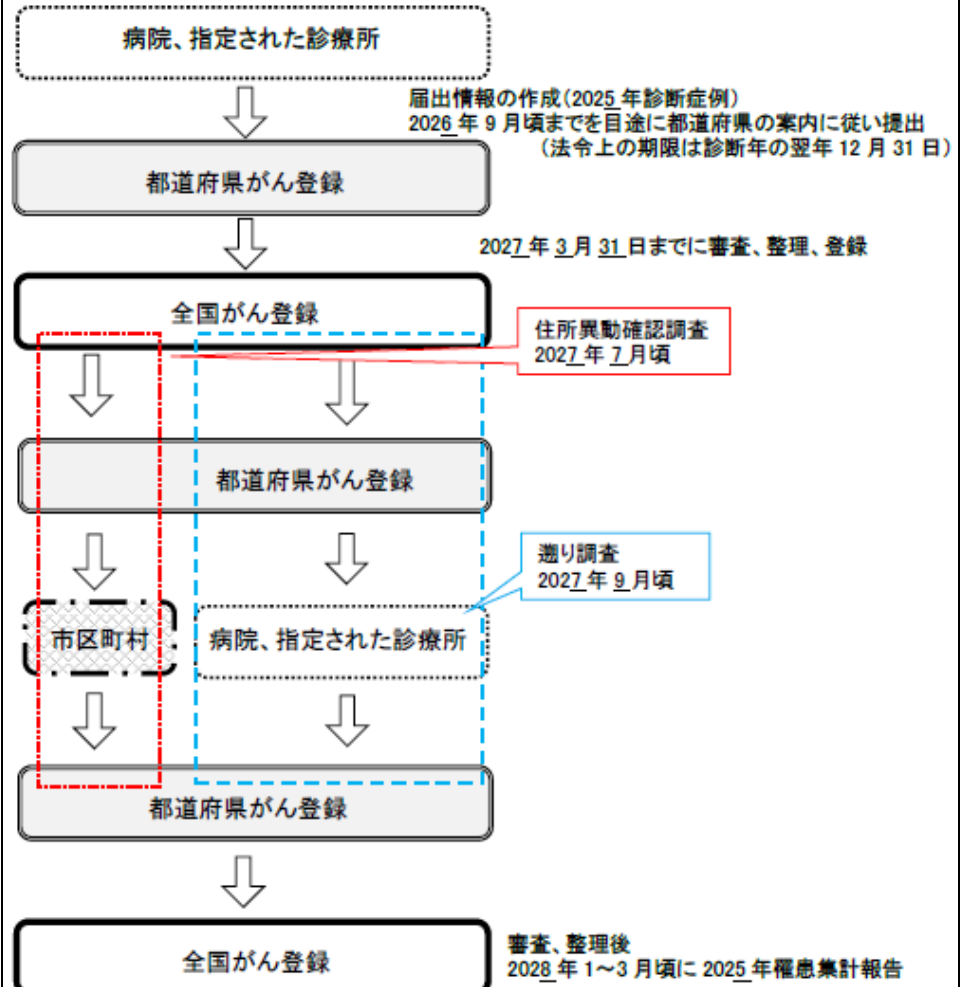
本書「全国がん登録 届出マニュアル 2025」は、がん登録等の推進に関する法律（平成 25 年法律第 111 号）が定める、病院等（※）の管理者が、原発性のがんについて、当該病院等の所在地の都道府県知事に届け出る情報の作成にあたり必要な事項をまとめたものです。

※ 病院等とは、本法においては、病院又は本法の規定に基づき指定された診療所のことをいいます。

2026年診断症例の届出から罹患集計までの流れ



2025年診断症例の届出から罹患集計までの流れ



第1章:届出の対象と方法

(略)

届出の対象

(略)

届出の必要ながんの種類

(略)

がん登録の運用における悪性新生物その他の政令で定める疾病とは

国際的に統一された新生物のための分類である国際疾病分類－腫瘍学－第3版※において悪性（性状コード3）又は上皮内（性状コード2）に分類された腫瘍、髄膜又は脳、脊髄、脳神経その他の中枢神経系に発生した腫瘍については、悪性（性状コード3）、上皮内（性状コード2）、良性・悪性の別不詳（性状コード1）又は良性（性状コード0）とします。

※2026年4月現在の最新版は3.2版です。

原本

[http://www.iacr.com.fr/images/Newsflash/ICD-0-](http://www.iacr.com.fr/images/Newsflash/ICD-0-3.2_final_update09102020.xls)

[3.2_final_update09102020.xls](http://www.iacr.com.fr/images/Newsflash/ICD-0-3.2_final_update09102020.xls)

日本語版

[https://ctr-info.ncc.go.jp/hcr_info/wp-content/uploads/2025/06/ICD-0-](https://ctr-info.ncc.go.jp/hcr_info/wp-content/uploads/2025/06/ICD-0-3.2_patho_ver.13_pdf.pdf)

[3.2_patho_ver.13_pdf.pdf](https://ctr-info.ncc.go.jp/hcr_info/wp-content/uploads/2025/06/ICD-0-3.2_patho_ver.13_pdf.pdf)

付録 [2] 一覧：国際疾病分類腫瘍学第3版（3.2版）の性状コード2又は3の組織型及び和名

付録 [3] 一覧：国際疾病分類腫瘍学第3版（3.2版）の局在コード及び和名

付録 [4] 一覧：その他の政令で定める疾病に対応する国際疾病分類腫瘍学第3版（3.2版）の組織型、性状、局在コード及び和名

第1章:届出の対象と方法

(略)

届出の対象

(略)

届出の必要ながんの種類

(略)

がん登録の運用における悪性新生物その他の政令で定める疾病とは

国際的に統一された新生物のための分類である国際疾病分類－腫瘍学－第3版※において悪性（性状コード3）又は上皮内（性状コード2）に分類された腫瘍、髄膜又は脳、脊髄、脳神経その他の中枢神経系に発生した腫瘍については、悪性（性状コード3）、上皮内（性状コード2）、良性・悪性の別不詳（性状コード1）又は良性（性状コード0）とします。

※2025年4月現在の最新版は3.2版です。

原本 [http://www.iacr.com.fr/images/Newsflash/ICD-0-](http://www.iacr.com.fr/images/Newsflash/ICD-0-3.2_final_update09102020.xls)

[3.2_final_update09102020.xls](http://www.iacr.com.fr/images/Newsflash/ICD-0-3.2_final_update09102020.xls)

日本語版 [https://ctr-info.ncc.go.jp/hcr_info/wp-](https://ctr-info.ncc.go.jp/hcr_info/wp-content/uploads/2024/12/ICD-0-3.2_形態番号順_ver.12.pdf)

[content/uploads/2024/12/ICD-0-3.2_形態番号順_ver.12.pdf](https://ctr-info.ncc.go.jp/hcr_info/wp-content/uploads/2024/12/ICD-0-3.2_形態番号順_ver.12.pdf)

付録 [2] 一覧：国際疾病分類腫瘍学第3版（3.2版）の性状コード2又は3の組織型及び和名

付録 [3] 一覧：国際疾病分類腫瘍学第3版（3.2版）の局在コード及び和名

付録 [4] 一覧：その他の政令で定める疾病に対応する国際疾病分類腫瘍学第3版（3.2版）の組織型、性状、局在コード及び和名

(参考：がん登録等の推進に関する法律施行令第1条)

1. 悪性新生物及び上皮内がん
2. 髄膜又は脳、脊髄、脳神経その他の中枢神経系に発生した腫瘍（1.に該当するものを除く。）
3. 卵巣腫瘍（次に掲げるものに限る。）
境界悪性漿液性乳頭状のう胞腫瘍
境界悪性漿液性のう胞腺腫
境界悪性漿液性表在性乳頭腫瘍
境界悪性乳頭状のう胞腺腫
境界悪性粘液性乳頭状のう胞腺腫
境界悪性粘液性のう胞腫瘍
境界悪性明細胞のう胞腫瘍
4. 消化管間質腫瘍（1. に該当するものを除く。）

届出の必要な患者

当該病院等における初回の診断が行われた患者

初回の診断とは

当該病院等において、入院・外来を問わず、自施設で初診し、当該病院等が当該患者の疾病を「がん」として行った初めての診断及び／又は治療等の診療行為（※）のこと。

※この診療行為は、必ずしも病理学的な確定診断を要さず、画像診断、血液検査、尿検査、肉眼的診断、及び臨床診断を含みます。また、転移又は再発の段階で当該病院等における初回の診断が行われた場合も含みます。この場合、転移又は再発に関する情報ではなく、原発性のがんに関する情報を届け出ます。なお、当該病院等が過去に届出をした原発性のがんから転移又は再発したがんに対して、同病院等で診断及び／又は治療等の診療行為を行った場合、改めて届け出る必要はありませんが、当該病院等において、ある患者について、過去に届出をした原発性のがんとは異なる原発性のがん（多重がん）を初めて診断及び／又は治療等の診療行為を行った場合、届出が必要です。

(略)

(参考：がん登録等の推進に関する法律施行令第1条)

1. 悪性新生物及び上皮内がん
2. 髄膜又は脳、脊髄、脳神経その他の中枢神経系に発生した腫瘍（1.に該当するものを除く。）
3. 卵巣腫瘍（次に掲げるものに限る。）
境界悪性漿液性乳頭状のう胞腫瘍
境界悪性漿液性のう胞腺腫
境界悪性漿液性表在性乳頭腫瘍
境界悪性乳頭状のう胞腺腫
境界悪性粘液性乳頭状のう胞腺腫
境界悪性粘液性のう胞腫瘍
境界悪性明細胞のう胞腫瘍
4. 消化管間質腫瘍（1. に該当するものを除く。）

届出の必要な患者

当該病院等における初回の診断が行われた患者

初回の診断とは

当該病院等において、入院・外来を問わず、自施設で初診し、当該病院等が当該患者の疾病を「がん」として行った初めての診断及び／又は治療等の診療行為（※）のこと。

※この診療行為は、必ずしも病理学的な確定診断を要さず、画像診断、血液検査、尿検査、肉眼的診断、及び臨床診断を含みます。また、転移又は再発の段階で当該病院等における初回の診断が行われた場合も含みます。この場合、転移又は再発に関する情報ではなく、原発性のがんに関する情報を届け出ます。なお、当該病院等が過去に届出をした原発性のがんから転移又は再発したがんに対して、同病院等で診断及び／又は治療等の診療行為を行った場合、改めて届け出る必要はありませんが、当該病院等において、ある患者について、過去に届出をした原発性のがんとは異なる原発性のがん（多重がん）を初めて診断及び／又は治療等の診療行為を行った場合、届出が必要です。

(略)

届出の必要な病院等

(略)

指定された診療所とは

がん登録等の推進に関する法律施行規則で定めるところにより、当該都道府県知事が、その開設者の同意を得て、当該都道府県の区域内の診療所のうち、届出対象情報の届出を行う診療所として指定した診療所のこと。

診療所の指定

指定を受けようとする診療所の開設者の申請により行われます（がん登録等の推進に関する法律施行規則第14条）。

指定を受けようとする診療所の開設者は、診療所の所在地の都道府県が指定する様式により、当該都道府県知事に対して、届出を行うための申請手続きが必要です。なお、申請の手続きにあたって氏名を記載する際、旧氏の記載を希望のする方は旧氏の併記が可能です。

(略)

・・・全国がん登録と患者さんからの質問

診療中に患者さんからがん登録について質問される可能性があります。ここではいくつかの質問事例についてがん登録等の推進に関する法律の考え方をご説明します。

「私は登録されたくないのですが。」

がん登録等の推進に関する法律では、病院等は、登録対象について届出が義務づけられています。届け出ることについて、登録対象の患者さん本人の同意は求められておりません。これは、本人の希望によって届出が行われない場合があると、日本で発生したがんを漏れなく数えることができなくなるためです。同様の理由で、登録対象の患者さん本人が登録の削除を希望されても、応じることはできません（第35条）。

その上で、がん登録等の推進に関する法律は、届出情報が、がん患者の診療等を通じて得られる貴重な情報であることを十分に理解し、収集された情報を厳格に保護することを求めています。

届出の必要な病院等

(略)

指定された診療所とは

がん登録等の推進に関する法律施行規則で定めるところにより、当該都道府県知事が、その開設者の同意を得て、当該都道府県の区域内の診療所のうち、届出対象情報の届出を行う診療所として指定した診療所のこと。

診療所の指定

指定を受けようとする診療所の開設者の申請により行われます（がん登録等の推進に関する法律施行規則第14条）。

指定を受けようとする診療所の開設者は、診療所の所在地の都道府県が指定する様式により、当該都道府県知事に対して、届出を行うための申請手続きをする必要がある。

(略)

・・・全国がん登録と患者さんからの質問

診療中に患者さんからがん登録について質問されるかもしれません。ここではいくつかの質問事例についてがん登録等の推進に関する法律の考え方をご説明します。

「私は登録されたくないのですが。」

がん登録等の推進に関する法律では、病院等は、登録対象について届出が義務づけられています。届け出ることについて、登録対象の患者さん本人の同意は求められておりません。これは、本人の希望によって届出がされたり、されなかったりすると、日本で発生したがんを漏れなく数えることができなくなるためです。同様の理由で、登録対象の患者さん本人が登録の削除を希望されても、応じることはできません（第35条）。

その代わり、がん登録等の推進に関する法律は、届出情報が、がん患者の診療等を通じて得られる貴重な情報であることを十分に理解し、収集された情報を厳格に保護することを求めています。

「全国がん登録に登録されている私の情報を知りたいです。」

全国がん登録のデータベースに登録されている情報について、登録対象の患者さん本人が開示を希望されても応じることはできません（第35条）。これは、全国がん登録では、患者さんにとって必要ながん情報は、病院等に直接聞いていただきたいという考えに基づいています。

診療を受けた主治医等に直接お聞きいただくか、診療情報の一般的な診療録開示は、従来通りの各病院に方法でご対応ください。

「私は全国がん登録にこの病院から登録されていますか？」

がん登録情報の開示は禁止されていますが（第35条）、診療録開示にかかる部分については、各病院における診療の方針と情報開示の方法にしたがってご対応ください。

「全国がん登録に登録されている私の情報を知りたいです。」

全国がん登録のデータベースに登録されている情報について、登録対象の患者さん本人が開示を希望されても応じることはできません（第35条）。これは、全国がん登録では、患者さんは、必要ながん情報について病院等に直接聞いていただきたいという考えに基づいています。

当該病院等からその患者さんのがんを届け出られている場合、その患者さんへの病状の告知状況にご配慮いただいた上で、当該病院から届け出られた情報に相当する診療情報をお答えいただいても差し支えありません。

「私は全国がん登録にこの病院から登録されていますか？」

当該病院等から届出がされているかいないかについては、その患者さんへの病状の告知状況等にご配慮いただいた上で、当該病院から届け出られた情報に相当する診療情報をお答えいただいても差し支えありません。

都道府県 全国がん登録担当部署一覧(2026年4月現在)

都道府県	担当	電話(内線)	都道府県	担当	電話(内線)
北海道	保健福祉部健康安全局 地域保健課	011-231-4111 (25-515)	滋賀県	健康医療福祉部 健康しが推進課	077-528-3655
青森県	健康医療福祉部 がん・生活習慣病対策課	017-734-9216 (6344)	京都府	健康福祉部健康対策課	075-414-4765
岩手県	保健福祉部健康国保課	019-629-5468	大阪府	健康医療部健康推進室 健康づくり課	06-6944-6791
宮城県	保健福祉部健康推進課	022-211-2638	兵庫県	保健医療部疾病対策課	078-362-3202
秋田県	健康福祉部 健康づくり推進課	018-860-1428	奈良県	福祉医療部医療政策局 疾病対策課	0742-27-8928
山形県	健康福祉部がん対策・健康長寿 日本一推進課	023-685-2752	和歌山県	福祉保健部健康局 健康推進課	073-441-2656
福島県	保健福祉部 健康衛生総室地域医療課	024-521-7221	鳥取県	福祉保健部健康医療局 健康政策課	0857-26-7769
茨城県	保健医療部疾病対策課	029-301-3224	島根県	健康福祉部健康推進課	0852-22-6701
栃木県	保健福祉部健康増進課	028-623-3096	岡山県	保健医療部 疾病感染症対策課	086-226-7321
群馬県	健康福祉部 健康長寿社会づくり推進課	027-226-2614	広島県	健康福祉局健康づくり推進課	082-513-3063
埼玉県	保健医療部疾病対策課	048-830-3488	山口県	健康福祉部医療政策課	083-933-2961
千葉県	健康福祉部健康づくり支援課	043-223-2686	徳島県	保健福祉部健康寿命推進課	088-621-2999
東京都	保健医療局保健政策部 健康推進課	03-5809-0248	香川県	健康福祉部健康福祉総務課	087-832-3261
神奈川県	健康医療局保健医療部 がん・疾病対策課	045-210-5015	愛媛県	保健福祉部健康衛生局 健康増進課	089-912-2401
新潟県	福祉保健部健康づくり支援課	025-280-5199	高知県	健康政策部健康対策課	088-823-9674
富山県	厚生部健康対策室健康課	076-444-3224	福岡県	保健医療介護部 がん感染症疾病対策課	092-643-3317
石川県	健康福祉部健康推進課	076-225-1437	佐賀県	健康福祉部健康福祉政策課	0952-25-7491
福井県	健康福祉部 健康医療局保健予防課	0776-20-0349	長崎県	福祉保健部医療政策課	095-895-2467
山梨県	福祉保健部健康増進課	055-223-1497	熊本県	健康福祉部健康局 健康づくり推進課	096-333-2208
長野県	健康福祉部 疾病・感染症対策課	026-235-7150	大分県	福祉保健部県民健康増進課	097-506-2770
岐阜県	健康福祉部保健医療課	058-272-1111 (3321)	宮崎県	福祉保健部健康増進課	0985-26-7079
静岡県	健康福祉部医療局 疾病対策課	054-221-3773	鹿児島県	保健福祉部健康増進課	099-286-2721 (2723)
愛知県	保健医療局健康医療部 健康対策課	052-954-6326	沖縄県	保健医療介護部健康長寿課	098-866-2209
三重県	医療保健部医療政策課	059-224-3374			

最新の情報はがん情報サービスでご確認ください。

都道府県 全国がん登録担当部署一覧(2025年4月現在)

都道府県	担当	電話(内線)	都道府県	担当	電話(内線)
北海道	保健福祉部健康安全局 地域保健課	011-231-4111 (25-515)	滋賀県	健康医療福祉部 健康しが推進課	077-528-3655
青森県	健康医療福祉部 がん・生活習慣病対策課	017-734-9216 (6344)	京都府	健康福祉部健康対策課	075-414-4765
岩手県	保健福祉部健康国保課	019-629-5468	大阪府	健康医療部健康推進室 健康づくり課	06-6944-6791
宮城県	保健福祉部健康推進課	022-211-2638	兵庫県	保健医療部感染症等対策室 疾病対策課	078-362-3202
秋田県	健康福祉部 健康づくり推進課	018-860-1428	奈良県	福祉医療部医療政策局 疾病対策課	0742-27-8928
山形県	健康福祉部がん対策・健康長 寿日本一推進課	023-685-2752	和歌山県	福祉保健部健康局 健康推進課	073-441-2656
福島県	保健福祉部 健康衛生総室地域医療課	024-521-7221	鳥取県	福祉保健部健康医療局 健康政策課	0857-26-7769
茨城県	保健医療部疾病対策課	029-301-3224	島根県	健康福祉部健康増進課	0852-22-6701
栃木県	保健福祉部健康増進課	028-623-3096	岡山県	保健医療部 疾病感染症対策課	086-226-7321
群馬県	健康福祉部 健康長寿社会づくり推進課	027-226-2614	広島県	健康福祉局健康づくり推進課	082-513-3063
埼玉県	保健医療部疾病対策課	048-830-3488	山口県	健康福祉部医療政策課	083-933-2961
千葉県	健康福祉部健康づくり支援課	043-223-2686	徳島県	保健福祉部健康寿命推進課	088-621-2999
東京都	保健医療局保健政策部 健康推進課	03-5809-0248	香川県	健康福祉部健康福祉総務課	087-832-3261
神奈川県	健康医療局保健医療部 がん・疾病対策課	045-210-5015	愛媛県	保健福祉部健康衛生局 健康増進課	089-912-2401
新潟県	福祉保健部健康づくり支援課	025-280-5199	高知県	健康政策部健康対策課	088-823-9674
富山県	厚生部健康対策室健康課	076-444-3224	福岡県	保健医療介護部 がん感染症疾病対策課	092-643-3317
石川県	健康福祉部健康推進課	076-225-1437	佐賀県	健康福祉部健康福祉政策課	0952-25-7491
福井県	健康福祉部 健康医療局保健予防課	0776-20-0349	長崎県	福祉保健部医療政策課	095-895-2467
山梨県	福祉保健部健康増進課	055-223-1497	熊本県	健康福祉部健康局 健康づくり推進課	096-333-2208
長野県	健康福祉部保健・疾病対策課	026-235-7150	大分県	福祉保健部健康増進課	097-506-2770
岐阜県	健康福祉部保健医療課	058-272-1111 (3321)	宮崎県	福祉保健部健康増進課	0985-26-7079
静岡県	健康福祉部医療局 疾病対策課	054-221-3773	鹿児島県	保健福祉部健康増進課	099-286-2721 (2723)
愛知県	保健医療局健康医療部 健康対策課	052-954-6326	沖縄県	保健医療介護部健康長寿課	098-866-2209
三重県	医療保健部医療政策課	059-224-3374			

届出情報の作成と届出方法

届出情報の作成

(略)

届出の期間

がん登録等の推進に関する法律では、一定の期間内に届け出ることが義務づけられています。

一定の期間内とは

当該がんの診断年の翌年末までと定められています（がん登録等の推進に関する法律施行規則第10条）。

一定の期間内に届出がない場合、都道府県知事による届出の勧告等が施行されることがあります（第7条）。

例

診断日	届出期限
2026年1月10日	2027年12月31日
2026年12月28日	
2027年1月5日	2028年12月31日

一定の期間内に届出がない場合

一定の期間内に届出がなく、当該がんに関する死亡者新規がん情報からがんの罹患が初めて判明したときは、都道府県知事が、その死亡者情報票に係る死亡診断書を作成した病院又は診療所に対し、当該がんに関する届出を求めることがあります。死亡者新規がん情報に基づき病院等に遡って届出を促すことから、遡（さかのぼ）り調査といいます。

遡り調査対象が通知された病院等は、必要事項を記入して、指定された期間内に都道府県がん登録室に届出なければなりません。詳しくは、「第3章 死亡者新規がん情報に関する通知に基づく届出」をご参照ください。

届出情報の作成と届出方法

届出情報の作成

(略)

届出の期間

がん登録等の推進に関する法律では、一定の期間内に届け出ることが義務づけられています。

一定の期間内とは

当該がんの診断年の翌年末までと定められています（がん登録等の推進に関する法律施行規則第10条）。

一定の期間内に届出がされない場合、都道府県知事による届出の勧告等が施行されることがあります（第7条）。

例

診断日	届出期限
2025年1月10日	2026年12月31日
2025年12月28日	
2026年1月5日	2027年12月31日

一定の期間内に届出がされない場合

一定の期間内に届出がされず、当該がんに関する死亡者新規がん情報からがんの罹患が初めて判明したときは、都道府県知事が、その死亡者情報票に係る死亡診断書を作成した病院又は診療所に対し、当該がんに関する届出を求めることがあります。死亡者新規がん情報に基づき病院等に遡って届出を促すことから、遡（さかのぼ）り調査といいます。

遡り調査対象が通知された病院等は、必要事項を記入して、指定された期間内に都道府県がん登録室に届出なければなりません。詳しくは、「第3章 死亡者新規がん情報に関する通知に基づく届出」をご参照ください。

届出の時期

院内がん登録を行っている病院等で、院内がん登録情報の一部を全国がん登録にまとめて届け出る場合、当該がんの診断年の翌年9月末までの届出にご協力ください。

その他の場合、当該病院等が、当該がんに関して計画した一連の診断及び／又は治療等の初回の診療行為が終了したとき、届出情報を作成し、随時又は都道府県からの案内に従って届け出てください。

例

病院等の別	2026年診断例の推奨届出時期
がん診療連携拠点病院等	2027年8月末日まで
その他の院内がん登録実施病院等	2027年9月末日まで
上記以外	2027年12月31日まで随時

届け出るところ

がん登録等の推進に関する法律では、当該病院等の所在地の都道府県知事に届け出ることが義務づけられています。

各都道府県の届出先は、2026年4月現在、12ページの一覧のとおりです。最新情報は、各都道府県の全国がん登録担当部署（9ページ）、又は国立がん研究センターがん情報サービス（gan.joho.jp）にてご確認ください。

届出の時期

院内がん登録を行っている病院等で、院内がん登録情報の一部を全国がん登録にまとめて届け出る場合、当該がんの診断年の翌年9月末までの届出にご協力ください。

その他の場合、当該病院等が、当該がんに関して計画した一連の診断及び／又は治療等の初回の診療行為が終了したとき、届出情報を作成し、随時若しくは都道府県からの案内に従って届け出てください。

例

病院等の別	2025年診断例の推奨届出時期
がん診療連携拠点病院等	2026年8月末日まで
その他の院内がん登録実施病院等	2026年9月末日まで
上記以外	2026年12月31日まで随時

届け出るところ

がん登録等の推進に関する法律では、当該病院等の所在地の都道府県知事に届け出ることが義務づけられています。

各都道府県の届出先は、2025年4月現在、12ページの一覧のとおりです。最新情報は、各都道府県の全国がん登録担当部署（9ページ）、又は国立がん研究センターがん対策研究所がん情報サービス（gan.joho.jp）にてご確認ください。

都道府県 全国がん登録届出先(2026年4月現在)

都道府県	届出先施設	郵便番号	住所
北海道	独立行政法人国立病院機構北海道がんセンター	003-0804	札幌市白石区菊水4条2丁目3番54号
青森県	国立大学法人弘前大学医学部附属病院	036-8563	弘前市本町53
岩手県	一般社団法人岩手県医師会	020-8584	盛岡市栗園二丁目8番20号
宮城県	地方独立行政法人宮城県立病院機構宮城県立がんセンター	981-1239	名取市愛鳥塩手字野田山47-1
秋田県	公益財団法人秋田県総合保健事業団	010-0874	秋田市千秋久保田町6-6-3 F
山形県	山形県立中央病院 がん生活習慣病センター	990-2292	山形市大字青柳1800番地
福島県	公立大学法人福島県立医科大学放射線医学県民健康増進センター	960-1295	福島市光が丘1番地
茨城県	茨城県保健医療部疾病対策課がん・腫瘍医療対策推進課	310-8555	水戸市笠原町978-6
栃木県	栃木県立がんセンター	320-0834	宇都宮市陽南4-9-13
群馬県	公益財団法人群馬県健康づくり財団	371-0005	前橋市堀之下町16-1
埼玉県	地方独立行政法人埼玉県立病院機構埼玉県立がんセンター	362-0806	北足立郡伊奈町小室780埼玉県立がんセンター地下1階
千葉県	千葉県がんセンター研究所がん予防センター	260-8717	千葉市中央区仁戸名町666-2
東京都	東京都がん登録室	113-8677	文京区本駒込3-18-22 都立駒込病院3号館
神奈川県	地方独立行政法人神奈川県立病院機構神奈川県立がんセンター	241-8515	横浜市旭区中尾2-3-2
新潟県	新潟県立がんセンター新潟病院がん予防総合センター	951-8566	新潟市中央区川岸町2丁目15番地3
富山県	富山県がん登録室	939-8555	富山市穂川373番地 富山県健康増進センター3階
石川県	公益社団法人石川県医師会	920-8660	金沢市鞍月東2丁目48番地
福井県	一般社団法人 福井県医師会	910-0001	福井市大蔵寺3丁目4番10号
山梨県	山梨県福祉保健部健康増進課	400-8501	甲府市丸の内1-6-1
長野県	長野県がん登録室	390-0802	松本市旭2丁目11-30 長野県松本旭町庁舎2階
岐阜県	国立大学法人東海国立大学機構岐阜大学医学部附属病院	501-1194	岐阜市柳戸1-1
静岡県	静岡県健康福祉部医療局疾病対策課	420-8601	静岡市葵区追手町9番6号
愛知県	愛知県がんセンター研究所	464-8681	名古屋市中区千種区森子1番1号
三重県	国立大学法人三重大学医学部附属病院	514-8507	津市江戸橋2丁目174番地
滋賀県	滋賀県立総合病院	524-8524	守山市守山5丁目4-30
京都府	京都府医師会	604-8585	京都市中京区西ノ京東福稲町6
大阪府	大阪府立病院機構大阪国際がんセンターがん対策センター	541-8567	大阪市中央区大手前3丁目1-6-9
兵庫県	公益財団法人兵庫県健康財団	651-2103	神戸市西区学園西町6-3-1
奈良県	奈良県福祉医療部医療政策局疾病対策課	630-8501	奈良市登大路町30番地
和歌山県	和歌山県立医科大学附属病院腫瘍センター	641-8510	和歌山市紀三井寺811-1
鳥取県	鳥取県健康対策協議会	680-8585	鳥取市成町317 鳥取県健康会内
島根県	国立大学法人島根大学医学部附属病院	693-8501	出雲市塩治町89-1
岡山県	国立大学法人岡山大学 岡山大学病院	700-8558	岡山市北区備前町2-5-1
広島県	公益財団法人放射線影響研究所	732-0815	広島市南区比治山公園5番2号
山口県	山口大学医学部附属病院	755-8505	宇部市南小串1丁目1-1
徳島県	(公財)とくしま未来健康づくり機構徳島県総合健診センター	770-0042	徳島市蔵本町1丁目10番地3
香川県	香川大学医学部附属病院	761-0793	木田郡三木町大字池戸1750-1
愛媛県	独立行政法人国立病院機構四国がんセンター	791-0280	松山市南梅本町160
高知県	高知大学医学部附属病院	783-8505	南国市岡豊町小塚185-1
福岡県	国立病院機構九州がんセンター	811-1395	福岡市南区野多目3-1-1
佐賀県	地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館	840-8571	佐賀市基瀬町大学中原400
長崎県	公益財団法人放射線影響研究所	850-0013	長崎市中山1丁目8番6号
熊本県	公益財団法人熊本県総合保健センター	862-0901	熊本市東区東町4丁目11番1号
大分県	大分県福祉保健部県民健康増進課	870-8501	大分市大手町3丁目1番1号
宮崎県	公益財団法人宮崎県健康づくり協会	880-0032	宮崎県宮崎市霧島1丁目1番地2
鹿児島県	公益財団法人鹿児島県民総合保健センター	890-8511	鹿児島市下伊敷3丁目1番7号
沖縄県	沖縄県保健医療部衛生環境研究所	904-2241	うるま市宇兼第17番地1

最新の情報はがん情報サービスでご確認ください。

都道府県 全国がん登録届出先(2025年4月現在)

都道府県	届出先施設	郵便番号	住所
北海道	独立行政法人国立病院機構北海道がんセンター	003-0804	札幌市白石区菊水4条2丁目3番54号
青森県	国立大学法人弘前大学医学部附属病院	036-8563	弘前市本町53
岩手県	一般社団法人岩手県医師会	020-8584	盛岡市栗園二丁目8番20号
宮城県	地方独立行政法人宮城県立病院機構宮城県立がんセンター	981-1239	名取市愛鳥塩手字野田山47-1
秋田県	公益財団法人秋田県総合保健事業団	010-0874	秋田市千秋久保田町6-6-3 F
山形県	山形県立中央病院 がん生活習慣病センター	990-2292	山形市大字青柳1800番地
福島県	公立大学法人福島県立医科大学放射線医学県民健康増進センター	960-1295	福島市光が丘1番地
茨城県	茨城県保健医療部疾病対策課	310-8555	水戸市笠原町978-6
栃木県	栃木県立がんセンター	320-0834	宇都宮市陽南4-9-13
群馬県	公益財団法人群馬県健康づくり財団	371-0005	前橋市堀之下町16-1
埼玉県	埼玉県保健医療部疾病対策課	330-9301	さいたま市浦和区高砂3-15-1 本庁舎4階
千葉県	千葉県がんセンター研究所がん予防センター	260-8717	千葉市中央区仁戸名町666-2
東京都	東京都がん登録室	113-8677	文京区本駒込3-18-22 都立駒込病院3号館
神奈川県	地方独立行政法人神奈川県立病院機構神奈川県立がんセンター	241-8515	横浜市旭区中尾2-3-2
新潟県	新潟県立がんセンター新潟病院がん予防総合センター	951-8566	新潟市中央区川岸町2丁目15番地3
富山県	富山県がん登録室	939-8555	富山市穂川373番地 富山県健康増進センター3階
石川県	公益社団法人石川県医師会	920-8660	金沢市鞍月東2丁目48番地
福井県	一般社団法人 福井県医師会	910-0001	福井市大蔵寺3丁目4番10号
山梨県	山梨県福祉保健部健康増進課	400-8501	甲府市丸の内1-6-1
長野県	長野県がん登録室	390-0802	松本市旭2丁目11-30 長野県松本旭町庁舎2階
岐阜県	国立大学法人東海国立大学機構岐阜大学医学部附属病院	501-1194	岐阜市柳戸1-1
静岡県	静岡県健康福祉部医療局疾病対策課	420-8601	静岡市葵区追手町9番6号
愛知県	愛知県がんセンター研究所	464-8681	名古屋市中区千種区森子1番1号
三重県	国立大学法人三重大学医学部附属病院	514-8507	津市江戸橋2丁目174番地
滋賀県	滋賀県立総合病院	524-8524	守山市守山5丁目4-30
京都府	京都府医師会	604-8585	京都市中京区西ノ京東福稲町6
大阪府	大阪府立病院機構大阪国際がんセンターがん対策センター	541-8567	大阪市中央区大手前3丁目1-6-9
兵庫県	公益財団法人兵庫県健康財団	651-2103	神戸市西区学園西町6-3-1
奈良県	奈良県福祉医療部医療政策局疾病対策課	630-8501	奈良市登大路町30番地
和歌山県	和歌山県立医科大学附属病院腫瘍センター	641-8510	和歌山市紀三井寺811-1
鳥取県	鳥取県健康対策協議会	680-8585	鳥取市成町317 鳥取県健康会内
島根県	国立大学法人島根大学医学部附属病院	693-8501	出雲市塩治町89-1
岡山県	国立大学法人岡山大学 岡山大学病院	700-8558	岡山市北区備前町2-5-1
広島県	公益財団法人放射線影響研究所	732-0815	広島市南区比治山公園5番2号
山口県	山口大学医学部附属病院	755-8505	宇部市南小串1丁目1-1
徳島県	(公財)とくしま未来健康づくり機構徳島県総合健診センター	770-0042	徳島市蔵本町1丁目10番地3
香川県	香川大学医学部附属病院	761-0793	木田郡三木町大字池戸1750-1
愛媛県	独立行政法人国立病院機構四国がんセンター	791-0280	松山市南梅本町160
高知県	高知大学医学部附属病院	783-8505	南国市岡豊町小塚185-1
福岡県	国立病院機構九州がんセンター	811-1395	福岡市南区野多目3-1-1
佐賀県	地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館	840-8571	佐賀市基瀬町大学中原400
長崎県	公益財団法人放射線影響研究所	850-0013	長崎市中山1丁目8番6号
熊本県	公益財団法人熊本県総合保健センター	862-0901	熊本市東区東町4丁目11番1号
大分県	大分県福祉保健部健康づくり支援課	870-8501	大分市大手町3丁目1番1号
宮崎県	公益財団法人宮崎県健康づくり協会	880-0032	宮崎県宮崎市霧島1丁目1番地2
鹿児島県	公益財団法人鹿児島県民総合保健センター	890-8511	鹿児島市下伊敷3丁目1番7号
沖縄県	沖縄県保健医療部衛生環境研究所	904-2241	うるま市宇兼第17番地1

届出情報の提出形式

届出の情報の提出形式には、病院等が登録している院内がん登録等の情報から届出対象年の1年分の情報を抽出した電子ファイル及び指定の届出書式（全国がん登録届出票）の2種類があります。また、届出の際は、病院等の所在地及び管理者の氏名も届け出る必要があります（がん登録等の推進に関する法律施行規則第11条）。

全国がん登録への届出情報の作成には、必ず「電子届出票」をご利用ください。

（中略）

「電子届出票」について

全国がん登録の電子届出票は、下記の機能を提供しています。

- ・ 届出申出書の作成
- ・ 院内がん登録等の情報からの届出用電子ファイルの暗号化ツール
- ・ 全国がん登録届出票の作成

（中略）

各機能の詳細及び使い方は、国立がん研究センターがん情報サービス「GTOL（がん登録オンラインシステム）」サイトにてご確認ください。

（以下略）

届出の方法

電子届出票は暗号化されていますが、セキュリティに配慮した方法で、都道府県の登録室に移送しなければなりません。

そのため、「GTOL（がん登録オンラインシステム）」を利用して、全国がん登録の届出を行ってください。

詳細及びご利用方法は、国立がん研究センターがん情報サービス「GTOL（がん登録オンラインシステム）」サイトにてご確認ください。

「GTOL（がん登録オンラインシステム）」以外の他の届出方法については、病院等の所在地の都道府県担当部署までお問い合わせください。

届出情報の提出形式

届出の情報の提出形式には、病院等が登録している院内がん登録等の情報から届出対象年の1年分の情報を抽出した電子ファイル及び指定の届出書式（全国がん登録届出票）の2種類があります。また、届出の時は、病院等の所在地及び管理者の氏名も届け出る必要があります（がん登録等の推進に関する法律施行規則第11条）。

全国がん登録への届出情報の作成には、必ず『電子届出票』をご利用ください。

（中略）

『電子届出票』について

全国がん登録の電子届出票は、下記の機能を提供しています。

- ・ 届出申出書の作成
- ・ 院内がん登録等の情報からの届出用電子ファイルの暗号化ツール
- ・ 全国がん登録届出票の作成

（中略）

各機能の詳細及び使い方は、全国がん登録オンライン届出・電子届出票ダウンロードサイトにてご確認ください。

（以下略）

届出の方法

電子届出票は暗号化されていますが、セキュリティに配慮した方法で、都道府県の登録室に移送しなければなりません。

2017年4月より、「全国がん登録届出サービス」を利用して、オンラインで全国がん登録の届出ができるようになりました。

詳細及びご利用方法は、全国がん登録オンライン届出・電子届出票ダウンロードサイトにてご確認ください。

「全国がん登録届出サービス」を利用したオンラインによる届出の他の届出方法については、病院等の所在地の都道府県担当部署までお問い合わせ

届出の取消、修正について

届け出た登録室にご一報ください。
全国がん登録届出票等による修正届出は不要です。

「がんではなかった」

届出後に、紹介先の病院等から「がんではなかった」の情報が提供される場合が考えられます。このような場合、届け出た登録室にご一報ください。

・・・都道府県がん登録室等からの照会にご協力をお願いします

がん登録等の推進に関する法律では、都道府県知事及び保健所の長は、全国がん登録データベースの整備に関する規定の施行のため必要があると認めるときは、市町村、病院等の管理者その他の関係者に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができるとされています（第16条）。

都道府県がん登録室等から病院等に、届出内容等についてお問い合わせさせていただく際は、ご協力よろしくをお願いします。

ください。

届出の取消、修正について

届け出られた登録室にご一報ください。
全国がん登録届出票等による修正届出は不要です。

「がんではなかった」

届出後に、紹介先の病院等から「がんではなかった」の情報が提供される場合が考えられます。このような場合、届け出られた登録室にご一報ください。

・・・都道府県がん登録室等からの照会にご協力をお願いします

がん登録等の推進に関する法律では、都道府県知事及び保健所の長は、全国がん登録データベースの整備に関する規定の施行のため必要があると認めるときは、市町村、病院等の管理者その他の関係者に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができるとされています（第16条）。

都道府県がん登録室等から病院等に、届出内容等についてお問い合わせさせていただくことがありますが、ご協力よろしくをお願いします。

(削除)

見本 電子届出票 届出申出書

発行日付
有効期限 2018年11月24日

<<チェックが完了していません>>
右下の「確定」ボタンを押してください

全国がん登録 届出申出書

届出種別を選択してください

届出種別 届出票 CSVファイル添付

電子届出ファイルの使い方

- 届出票
 - 届出申出書に病院・届出担当者情報を入力してください
 - 届出票に情報を入力してください
※最大10件まで入力できます
 - 「確定」ボタンを押して、PDFファイルを保存してください
- CSVファイル添付
 - 届出申出書に病院・届出担当者情報を入力してください
 - CSVファイルを添付してください
 - 「確定」ボタンを押して、PDFファイルを保存してください

病院・届出担当者情報を入力してください

都道府県 病院等の名称	東京都 ■テスト病院
病院等の所在地	東京都
管理者氏名	テスト 病院
届出担当者氏名	テスト 病院
届出担当者電話番号	1
届出担当者メールアドレス	
届出担当者FAX	
届出票件数	
添付ファイル件数	
添付ファイル内件数	
コメント	

(全半角256文字)

初期化

確定

(削除)

見本 電子届出票 全国がん登録届出票

チェックすると入力できるようになります

全国がん登録届出票①

①病院等の名称	13009_東京都_病院			
②診療録番号	1 2 3 4 5 (全半角16文字)			
③カナ氏名	シ	コクリツ (全角カナ10文字)	メイ タロウ (全角カナ10文字)	
④氏名	氏	国立 (全角10文字)	名 太郎 (全角10文字)	
⑤性別	<input checked="" type="checkbox"/> 1.男性 <input type="checkbox"/> 2.女性			
⑥生年月日	<input checked="" type="checkbox"/> 0.西暦 <input type="checkbox"/> 1.明 <input type="checkbox"/> 2.大 <input type="checkbox"/> 3.昭 <input type="checkbox"/> 4.平 <input type="checkbox"/> 5.令 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日			
⑦診断時住所	都道府県選択	東京都 (全半角40文字)		
	市区町村以下	中央区築地		
腫瘍の種類	⑧側性	<input type="checkbox"/> 1.右 <input type="checkbox"/> 2.左 <input type="checkbox"/> 3.両側 <input checked="" type="checkbox"/> 7.側性なし <input type="checkbox"/> 9.不明		
	⑨原発部位	大分類	脳、脊髄、脳神経その他の中枢神経系	
	詳細分類	大脳	C71.0	
⑩病理診断	組織型・性状	海綿状血管腫	9121/0	
診断情報	⑪診断施設	<input checked="" type="checkbox"/> 1.自施設診断 <input type="checkbox"/> 2.他施設診断		
	⑫治療施設	<input type="checkbox"/> 1.自施設で初回治療をせず、他施設に紹介またはその後の経過不明		
		<input checked="" type="checkbox"/> 2.自施設で初回治療を開始		
		<input type="checkbox"/> 3.他施設で初回治療を開始後に、自施設に受診して初回治療を継続		
		<input type="checkbox"/> 4.他施設で初回治療を終了後に、自施設に受診		
<input type="checkbox"/> 8.その他				
⑬診断根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 1.原発巣の組織診 <input type="checkbox"/> 2.転移巣の組織診 <input type="checkbox"/> 3.細胞診			
<input type="checkbox"/> 4.部位特異的腫瘍マーカー <input type="checkbox"/> 5.臨床検査 <input type="checkbox"/> 6.臨床診断 <input type="checkbox"/> 9.不明				
⑭診断日	<input checked="" type="checkbox"/> 0.西暦 <input type="checkbox"/> 4.平 <input type="checkbox"/> 5.令 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日			
⑮発見経緯	<input checked="" type="checkbox"/> 1.がん検診・健康診断・人間ドックでの発見例 <input type="checkbox"/> 3.他疾患の経過観察中の偶然発見			
<input type="checkbox"/> 4.剖検発見 <input type="checkbox"/> 8.その他 <input type="checkbox"/> 9.不明				
進行度	⑯進展度・治療前	<input checked="" type="checkbox"/> 400.上皮内 <input type="checkbox"/> 410.限局 <input type="checkbox"/> 420.領域リンパ節転移 <input type="checkbox"/> 430.隣接臓器浸潤		
	⑰進展度・術後病理学的	<input checked="" type="checkbox"/> 400.上皮内 <input type="checkbox"/> 410.限局 <input type="checkbox"/> 420.領域リンパ節転移 <input type="checkbox"/> 430.隣接臓器浸潤		
初回治療	⑱外科的	<input checked="" type="checkbox"/> 1.自施設で施行 <input type="checkbox"/> 2.自施設で施行なし <input type="checkbox"/> 9.施行の有無不明		
	⑲鏡視下	<input checked="" type="checkbox"/> 1.自施設で施行 <input type="checkbox"/> 2.自施設で施行なし <input type="checkbox"/> 9.施行の有無不明		
	⑳内視鏡的	<input checked="" type="checkbox"/> 1.自施設で施行 <input type="checkbox"/> 2.自施設で施行なし <input type="checkbox"/> 9.施行の有無不明		
	㉑観血的治療の範囲	<input checked="" type="checkbox"/> 1.腫瘍遺残なし <input type="checkbox"/> 4.腫瘍遺残あり <input type="checkbox"/> 6.観血的治療なし <input type="checkbox"/> 9.不明		
	その他治療	㉒放射線療法	<input type="checkbox"/> 1.自施設で施行 <input checked="" type="checkbox"/> 2.自施設で施行なし <input type="checkbox"/> 9.施行の有無不明	
		㉓化学療法	<input type="checkbox"/> 1.自施設で施行 <input checked="" type="checkbox"/> 2.自施設で施行なし <input type="checkbox"/> 9.施行の有無不明	
㉔内分泌療法		<input type="checkbox"/> 1.自施設で施行 <input checked="" type="checkbox"/> 2.自施設で施行なし <input type="checkbox"/> 9.施行の有無不明		
㉕その他治療	<input type="checkbox"/> 1.自施設で施行 <input type="checkbox"/> 2.自施設で施行なし <input checked="" type="checkbox"/> 9.施行の有無不明			
㉖死亡日	<input type="checkbox"/> 0.西暦 <input type="checkbox"/> 4.平 <input type="checkbox"/> 5.令 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日			
備考	<div style="border: 1px solid black; height: 40px;"></div> (全半角128文字)			

見本 **【新方式】GTOL (がん登録オンラインシステム)** Webフォーム届出 「全国がん登録届出」画面

(新設)

見本 【新方式】GTOL (がん登録オンラインシステム) Webフォーム届出 「全国がん登録届出票」画面1

(新設)

がん登録オンラインシステム (GTOL) 医療法人 OOOO クリニック 全国 太郎 サインアウト

メニュー
ホーム
トップ
カテゴリ
お知らせ
ダウンロード
PDF届出
Webフォーム届出
利用者管理
登録情報
ヘルプ

全国がん登録届出

届出票をWebフォームから入力してアップロードするページです

全国がん登録届出票

届出票の入力を行います。

①病院等の名称 医療法人 OOOO クリニック

②診療番号 (半角英数16文字)

③カナ氏名 シ (全角カナ10文字) ムイ (全角カナ10文字)

④氏名 氏 (全角10文字) 名 (全角10文字)

氏名不詳

⑤性別 1.男性 2.女性

⑥生年月日 0.西暦 1.明 2.大 3.昭 4.平 5.令 年 月 日

⑦診断時住所 都道府県選択
市区町村以下

腫瘍の種類

⑧側性 1.右 2.左 3.両側 7.側性なし 9.不明

⑨原発部位 大分類 選択してください
詳細分類 選択してください

⑩病理診断 組織型・性状 選択してください

診断情報

⑪診断施設 1.自施設診断 2.他施設診断

⑫治療施設 1.自施設で初回治療をせず、他施設に紹介またはその後の経過不明
 2.自施設で初回治療を開始
 3.他施設で初回治療を開始後に、自施設に受診して初回治療を継続
 4.他施設で初回治療を終了後に、自施設に受診
 8.その他

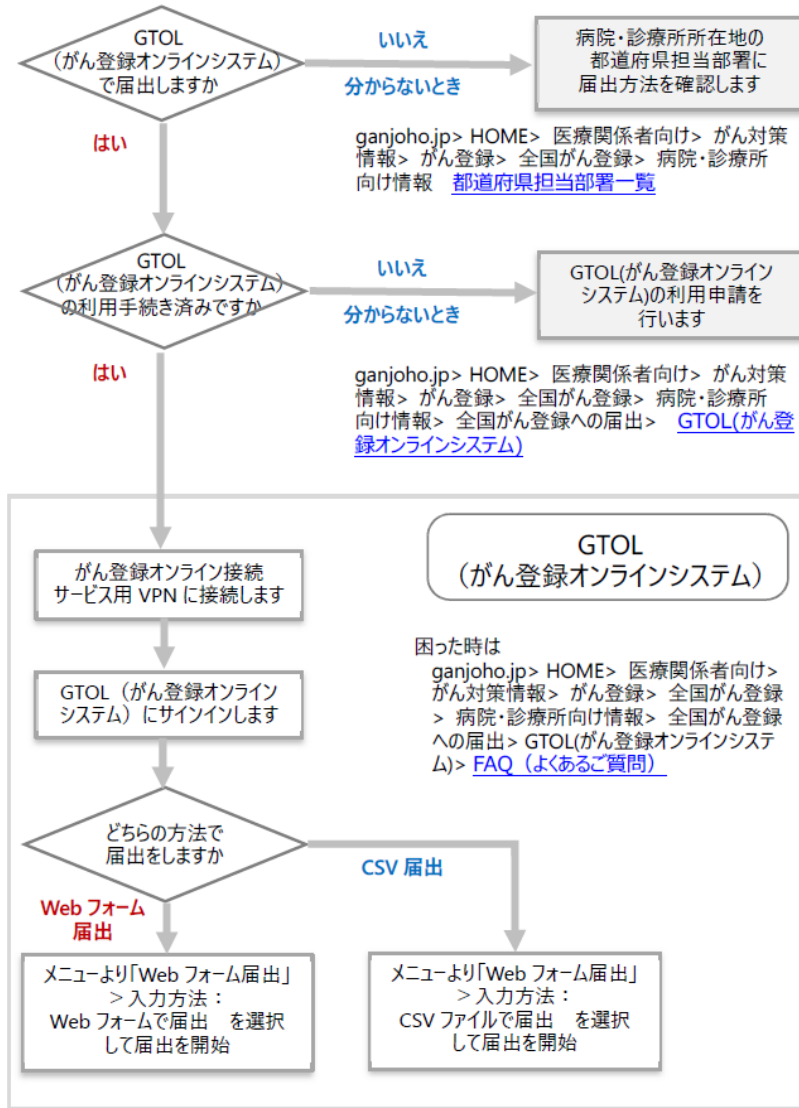
⑬診断根拠 1.原発巣の組織診 2.転移巣の組織診 3.細胞診
 4.部位特異的腫瘍マーカー 5.臨床検査 6.臨床診断 9.不明

⑭診断日 0.西暦 1.明 2.大 3.昭 4.平 5.令 年 月 日

⑮発見経緯 1.がん検診・健康診断・人間ドックでの発見例 3.他疾患の経過観察中の偶然発見
 4.解剖発見 8.その他 9.不明

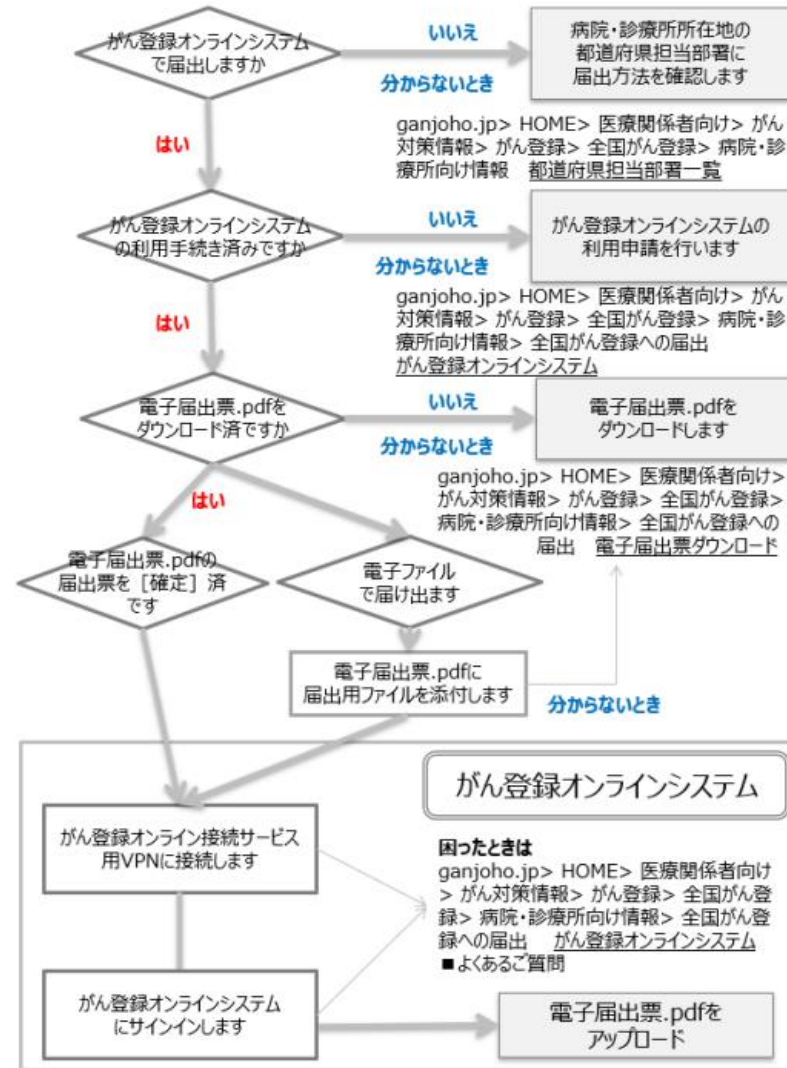
全国がん登録の届出チャート

全国がん登録の届出チャート



全国がん登録の届出チャート

全国がん登録の届出チャート



第2章:届出項目について

(略)

届出項目の概説

(略)

全国がん登録届出項目一覧

(略)

がん治療、初回治療の定義

(略)

造血器腫瘍に対する初回治療の定義

1. 初回寛解導入までに用いられたすべての治療、及び初回寛解を維持するために用いられたすべての治療（化学療法持続や中枢神経系への照射など）を初回治療とします。なお、初回寛解後の再燃に対して患者に行われた治療は初回治療としません。
2. 初回寛解までに行われた経過観察について初回治療の範囲とし、登録対象となった造血器腫瘍の初めての診断後、最初の経過観察を開始した施設をもって初回治療を開始した施設とします。

(以下略)

第2章:届出項目について

(略)

届出項目の概説

(略)

全国がん登録届出項目一覧

(略)

がん治療、初回治療の定義

(略)

造血器腫瘍に対する初回治療の定義

1. 初回寛解導入までに用いられたすべての治療、および初回寛解を維持するために用いられたすべての治療（化学療法持続や中枢神経系への照射など）を初回治療とします。なお、初回寛解後の再燃に対して患者に行われた治療は初回治療としません。
2. 初回寛解までに行われた経過観察について初回治療の範囲とし、登録対象となった造血器腫瘍の初めての診断後、最初の経過観察を開始した施設をもって初回治療を開始した施設とします。

(以下略)

進展度について

(略)

進展度の総則

1. 進展度・治療前と進展度・術後病理学的の2通りの分類があります。基本的な考え方は、UICC TNM悪性腫瘍の分類の総則に倣います。
2. 進展度・治療前：治療前に得られたエビデンスに基づきます。すなわち、身体的検査、画像診断、内視鏡検査、生検、外科的検索及びその他の関連する検査法により得られるものです。
3. 進展度・術後病理学的：治療前に得られた情報（進展度・治療前）に、手術や病理組織学的検索で得られた知見を補足、修正して決定されます。手術や病理組織学的検索が行われていない場合は適用されません。
4. ～10. (略)

全国がん登録届出項目詳細

(略)

患者基本情報

病院等の名称

(略)

【摘要】

院内がん登録情報からの電子ファイルによる届出及び全国がん登録届出票による届出の場合、届出時に添付する「届出申出書」（15ページ）に記載された病院等の名称を、届出項目として代用します。

「GTOL（がん登録オンラインシステム）」を利用した届出の場合、利用者の所属の病院等の名称を、届出項目として代用します。

診療録番号

(略)

進展度について

(略)

進展度の総則

1. 進展度・治療前と進展度・術後病理学的の2通りの分類があります。基本的な考え方は、UICC TNM悪性腫瘍の分類の総則に倣います。
2. 進展度・治療前：治療前に得られたエビデンスに基づきます。すなわち、身体的検査、画像診断、内視鏡検査、生検、外科的検索およびその他の関連する検査法により得られるものです。
3. 進展度・術後病理学的：治療前に得られた情報（進展度・治療前）に、手術や病理組織学的検索で得られた知見を補足、修正して決定されます。手術や病理組織学的検索が行われない場合は適用されません。
4. ～10. (略)

全国がん登録届出項目詳細

(略)

患者基本情報

病院等の名称

(略)

【摘要】

院内がん登録情報からの電子ファイルによる届出及び全国がん登録届出票による届出の場合、届出時に添付する「届出申出書」（15ページ）に記載された病院等の名称を、届出項目として代用します。

「がん登録オンラインシステム」を利用した届出の場合、利用者の所属の病院等の名称を、届出項目として代用します。

診療録番号

(略)

カナ氏名

(略)

氏名に対応する読みのカタカナ表記
(がん登録等の推進に関する法律第6条第1項第1号)

【摘要】

氏名不詳の患者の届出の場合は、カナ氏・カナ名それぞれの入力欄に全角「ハイフン」のみをご記入ください。

姓が変更になった場合は、新姓に修正してください。

旧姓は、備考欄にご記入ください。

氏名

(略)

氏名不詳の患者の届出

電子届出票では、氏・名それぞれの入力欄に全角「ハイフン」のみをご記入ください。

(以下略)

性別

(略)

【コードの選択】

- | | | |
|---|---|------------------|
| 1 | 男 | 住民登録されている性別が男の場合 |
| 2 | 女 | 住民登録されている性別が女の場合 |

生物学的な性別が異なる場合、備考欄にご記入ください。
住民登録されている性別が定かでない場合、診療録等に記録されている性別をご記入ください。

カナ氏名

(略)

氏名に対応する読みのカタカナ表記
(がん登録等の推進に関する法律第6条第1項第1号)

(新設)

姓が変更になった場合は、新姓に修正してください。

旧姓は、備考欄にご記入ください。

氏名

(略)

氏名不詳の患者の届出

電子届出票では、氏・名それぞれの入力欄に全角「ハイフン」のみをご記入ください。この場合、カナ氏名欄は空欄可です。

(以下略)

性別

(略)

【コードの選択】

- | | | |
|---|---|------------------|
| 1 | 男 | 住民登録されている性別が男の場合 |
| 2 | 女 | 住民登録されている性別が女の場合 |

生物学的な性別が異なる場合、備考欄にご記入ください。
住民登録されている性別が定かでない場合、診療録等に記録している性別をご記入ください。

生年月日

(略)

【摘要】

原則として、生年月日については不明とならないように留意するが、不明な場合は「99999999」と登録。

「日」は不明だが、「年・月」は判明しているとき YYYMM99

「月」と「日」は不明だが、「年」は判明しているとき YYY9999

診断時住所

(略)

腫瘍情報

(略)

側性

(略)

原発部位

(略)

病理診断

(略)

診断施設

(略)

治療施設

(略)

生年月日

(略)

(新設)

診断時住所

(略)

腫瘍情報

(略)

側性

(略)

原発部位

(略)

病理診断

(略)

診断施設

(略)

治療施設

(略)

【コードの選択】

- | | |
|---------------------------------|--|
| 1 自施設で初回治療をせず、他施設に紹介又はその後の経過不明 | 自施設で初回治療方針を決定したが、治療の施行は他施設へ紹介・依頼した場合。
あるいは
他施設診断症例で、治療目的に紹介されたが、自施設では治療は行わず、他施設へ紹介した場合。
又は、
初回治療方針決定前に患者が来院しなくなった場合。 |
| 2 自施設で初回治療を開始 | 当該がんの初回治療に関する決定が行われ、その実施が開始された場合。
“経過観察”の決定、実行も含む。 |
| 3 他施設で初回治療を開始後に、自施設に受診して初回治療を継続 | 初回治療開始後に、自施設で初回治療を継続して行った場合。
造血器腫瘍以外の“経過観察”の継続は含まない※ |
| 4 他施設で初回治療を終了後に、自施設を受診 | 他の医療機関で、初回治療終了後(経過観察を含む※)に自施設を受診した場合。
自施設受診後の治療の有無は問わない。 |
| 8 その他 | 死体解剖で初めて診断された場合。 |

※造血器腫瘍において、初回の診断後、当面完解導入目的とせず、経過観察が選択された場合、転院をした時点で、転院先の施設は「4:初回治療終了後」とする。

診断根拠

(略)

当該腫瘍が悪性腫瘍「がん」であること、その原発部位や病理組織の確定に際し、最も寄与した情報について区分します。
患者の全経過を通じての判断であり、診断日を決定する際の「初回治療前において」の判断とは異なる点に留意します。
根拠となる検査については、自施設での実施、他施設での実施を問わず、もっとも確からしい検査で判断します。
初回治療後の検査も含まれることから、生存状況情報(予後情報)確認時に修正することが望ましいです。

診断日等の決定が同様の重み付けを用いますが、その検査の範囲が異なるので、注意する必要があります。
診断根拠を決定する時の根拠：全経過を通して(最終的に「がん」と判断するのに最も寄与した検査)

【コードの選択】

- | | |
|---------------------------------|---|
| 1 自施設で初回治療をせず、他施設に紹介又はその後の経過不明 | 自施設で初回治療方針を決定したが、治療の施行は他施設へ紹介・依頼した場合。
あるいは
他施設診断症例で、治療目的に紹介されたが、自施設では治療は行わず、他施設へ紹介した場合。
または、
初回治療方針決定前に患者が来院しなくなった場合。 |
| 2 自施設で初回治療を開始 | 当該がんの初回治療に関する決定が行われ、その実施が開始された場合。
“経過観察”の決定、実行も含む。 |
| 3 他施設で初回治療を開始後に、自施設に受診して初回治療を継続 | 初回治療開始後に、自施設で初回治療を継続して行った場合。
造血器腫瘍以外の“経過観察”の継続は含まない※ |
| 4 他施設で初回治療を終了後に、自施設を受診 | 他の医療機関で、初回治療終了後(経過観察を含む※)に自施設を受診した場合。
自施設受診後の治療の有無は問わない。 |
| 8 その他 | 死体解剖で初めて診断された場合。 |

※造血器腫瘍において、初回の診断後、当面完解導入目的とせず、経過観察が選択された場合、転院をした時点で、転院先の施設は「4:初回治療終了後」とする。

診断根拠

(略)

当該腫瘍が悪性腫瘍(「がん」)であること、その原発部位や病理組織の確定に際し、最も寄与した情報について区分します。
患者の全経過を通じての判断であり、診断日を決定する際の「初回治療前において」の判断とは異なる点に留意します。
根拠となる検査については、自施設での実施、他施設での実施を問わず、もっとも確からしい検査で判断します。
初回治療後の検査も含まれることから、生存状況情報(予後情報)確認時に修正することが望ましいです。

診断日等の決定が同様の重み付けを用いますが、その検査の範囲が異なるので、注意する必要があります。
診断根拠を決定する時の根拠：全経過を通して(最終的に「がん」と判断するのに最も寄与した検査)

診断日を決定する時の根拠：初回治療開始前（初回治療方針決定前に診断に最も寄与した検査）

（以下略）

診断日

（略）

発見経緯

（略）

進展度・治療前

（略）

理学的検査による診断、画像診断の他、内視鏡的検査による直視診断、生検による病理診断、あるいは審査開腹術などの外科的手技による診断（外科的検査）などにより、臨床病期にあたる進展度を、以下の定義（コードの選択）に従って登録します。

- ・ 進展度・治療前と進展度・術後病理学的の 2 通りの分類があります。基本的な考え方は、UICC TNM 悪性腫瘍の分類第 8 版の『総則』の 6 つの原則に示された考え方を参考に判断します。UICC TNM 分類の結果から変換表を用いて導出しても良いですが、TNM 分類に該当しない器官/組織型であっても登録する必要があり、こうした概念的判断に習熟してください。T、N、M 及び付加因子の組合せで自動的に変換・生成することは推奨しません。
- ・ 白血病及び多発性骨髄腫を除く、全ての組織型に適用されます。
- ・ 複数の区分に該当する場合、より高い進展度の区分を選択します。例えば、領域リンパ節転移と隣接臓器浸潤の知見が両方認められる場合、隣接臓器浸潤を選択します。
- ・ 判断に疑いの余地がある場合、より進展度の低い区分を選択します。
- ・ 初回の進展度・治療前、進展度・術後病理学的が確定した後に転移が診断された場合でも、初回の進展度・治療前、進展度・術後病理学的ともに修正は行いません。

診断日を決定する時の根拠： 初回治療開始前（初回治療方針決定前に診断に最も寄与した検査）

（以下略）

診断日

（略）

発見経緯

（略）

進展度・治療前

（略）

理学的検査による診断、画像診断の他、内視鏡的検査による直視診断、生検による病理診断、あるいは審査開腹術などの外科的手技による診断（外科的検査）などにより、臨床病期にあたる進展度を、以下の定義（コードの選択）に従って、登録します。

- ・ 進展度・治療前と進展度・術後病理学的の 2 通りの分類があります。基本的な考え方は、UICC TNM 悪性腫瘍の分類第 8 版の『総則』の 6 つの原則に示された考え方を参考に判断します。UICC TNM 分類の結果から変換表を用いて導出しても良い、TNM 分類に該当しない器官/組織型であっても登録する必要があり、こうした概念的判断に習熟してください。T、N、M、および付加因子の組合せで自動的に変換・生成することは、推奨しません。
- ・ 白血病及び多発性骨髄腫を除く、全ての組織型に適用されます。
- ・ 複数の区分に該当する場合、より高い進展度の区分を選択します。例えば、領域リンパ節転移と隣接臓器浸潤の知見が両方認められる場合、隣接臓器浸潤を選択します。
- ・ 判断に疑いの余地がある場合、より進展度の低い区分を選択します。
- ・ 初回の進展度・治療前、進展度・術後病理学的が確定した後に転移が診断された場合でも、初回の進展度・治療前、進展度・術後病理学的ともに修正は行いません。

死体解剖の情報は、病理組織学的検索で得られた知見と同等に適用するので、進展度・術後病理学的に反映します。

【コードの選択】

400	上皮内	} 届出項目の概説「進展度について」参照
410	限局	
420	領域リンパ節転移	
430	隣接臓器浸潤	
440	遠隔転移	

777 該当せず 白血病、多発性骨髄腫(局在コードが C42.0 又は C42.1)の場合、適用します。

499 不明 安易な適用は避けて、進展度区分の判断に必要な情報がない場合、適用します。
原発巣が不明(局在コードが C80.9)の場合、適用します。
項目「発見経緯」が「4 剖検発見」の場合、適用します。

死体解剖の情報は、病理組織学的検索で得られた知見と同等に適用するので、進展度・術後病理学的に反映します。

【コードの選択】

400	上皮内	} 届出項目の概説「進展度について」参照
410	限局	
420	領域リンパ節転移	
430	隣接臓器浸潤	
440	遠隔転移	

777 該当せず 白血病、多発性骨髄腫(局在コードが C42.0 又は C42.1)の場合、適用します。

499 不明 容易な適用は避けて、進展度区分の判断に必要な情報がない場合、適用します。
原発巣が不明(局在コードが C80.9)の場合、適用します。
項目「発見経緯」が 4. 剖検発見の場合、適用します。

進展度・術後病理学的

(略)

【コードの選択】

- 400 上皮内
- 410 限局
- 420 領域リンパ節転移
- 430 隣接臓器浸潤
- 440 遠隔転移

届出項目の概説「進展度について」参照

-
- | | | |
|-----|-------------|--|
| 660 | 手術なし又は術前治療後 | 当該がんの手術が自施設で行われなかった場合、適用します。
進展度・治療前の診断後、手術の前に、初回の治療が開始された場合、適用します。 |
| 777 | 該当せず | 白血病、多発性骨髄腫(局在コードが C42.0 又は C42.1)の場合、適用します。 |
| 499 | 不明 | 安易な適用は避けて、進展度区分の判断に必要な情報がない場合、適用します。
原発巣が不明(局在コードが C80.9)の場合、適用します。 |

初回の治療情報

外科的治療の有無

(略)

当該がんに関する最初の診断に引き続き行われた当該がんの縮小・切除を意図した外科的治療のうち、診療計画等に記載されたものとしします。当該腫瘍に対して最初に計画されたものでない治療は含みません（初回治療の定義（p. 23）を参照）。

症状の緩和を目的に行われた治療は含みません。

以下の定義に従って、光学機器を用いずに、肉眼的視野下で行われた病巣の切除等の観血的治療の有無を判断します。侵襲性の高い治療として位置付けられ、いわゆる観血的な手術療法のうち、光学機器による視野を用い

進展度・術後病理学的

(略)

【コードの選択】

- 400 上皮内
- 410 限局
- 420 領域リンパ節転移
- 430 隣接臓器浸潤
- 440 遠隔転移

届出項目の概説「進展度について」参照

-
- | | | |
|-----|-------------|--|
| 660 | 手術なし又は術前治療後 | 当該がんの手術が自施設で行われなかった場合、適用します。
進展度・治療前の診断後、手術の前に、初回の治療が開始された場合、適用します。 |
| 777 | 該当せず | 白血病、多発性骨髄腫(局在コードが C42.0 又は C42.1)の場合、適用します。 |
| 499 | 不明 | 容易な適用は避けて、進展度区分の判断に必要な情報がない場合、適用します。
原発巣が不明(局在コードが C80.9)の場合、適用します。 |

初回の治療情報

外科的治療の有無

(略)

当該がんに関する最初の診断に引き続き行われた当該がんの縮小・切除を意図した外科的治療のうち、診療計画等に記載されたものとしします。当該腫瘍に対して最初に計画されたものでない治療は含みません（初回治療の定義（p. 23）を参照）。

症状の緩和を目的に行われた治療は含みません。

以下の定義に従って、光学機器を用いずに、肉眼的視野下で行われた病巣の切除等の観血的治療の有無を判断します。侵襲性の高い治療として位置付けられ、いわゆる観血的な手術療法のうち、光学機器による視野を用い

た「鏡視下治療」及び「内視鏡的治療」を除いたものを指し、肉眼的視野下での一般的な開頭術、開腹術や開胸術などがこれに当たります。

(中略)

【摘要】

初回治療が複数の医療機関で実施された場合、上記の治療法を、初回治療の一部として自施設で実施した場合には「1：自施設で施行」とし、上記の治療法が、他施設でのみ実施された場合には「2：自施設で施行なし」とします。

検査として行われた外科的な処置において、結果的に治療が完結した場合は、当該処置を外科的治療とみなして、「1：自施設で施行」とします。

〈例〉検査として行われた子宮頸癌の円錐切除術において、病巣が全て切除できた場合

レーザー等を、腫瘍の焼灼ではなく、切除の手段として用いた場合は、観血的治療として考え、肉眼的視野下でレーザーメス等により、病巣の切除を行った場合は、「外科的治療」とします。

自然孔からの挿入ではない広義の内視鏡（従来の体腔鏡を含む）等の光学機器を用いて、開胸術や開腹術と同様の治療が行われた場合は「鏡視下治療」に含めます。

前立腺癌のHoLEP手術のように、内視鏡的視野を用いた場合、「内視鏡的治療」に含めます。

鏡視下治療の有無

(略)

当該がんに関する最初の診断に引き続き行われた当該がんの縮小・切除を意図した鏡視下治療のうち、診療計画等に記載されたものとします。当該腫瘍に対して最初に計画されたものでない治療は含みません（初回治療の定義（p. 23）を参照）。

症状の緩和を目的に行われた治療は含みません。

以下の定義に従って、体腔鏡等の光学機器を用いて行われた病巣の切除等

た『鏡視下治療』および『内視鏡的治療』を除いたものを指し、肉眼的視野下での一般的な開頭術、開腹術や開胸術などがこれに当たります。

(中略)

【摘要】

初回治療が複数の医療機関で実施された場合、上記の治療法を、初回治療の一部として自施設で実施した場合には「1：自施設で施行」とし、上記の治療法が、他施設でのみ実施された場合には「2：自施設で施行なし」とします。

検査として行われた外科的な処置において、結果的に治療が完結した場合は、当該処置を外科的治療とみなして、「1：自施設で施行」とします。

〈例〉検査として行われた子宮頸癌の円錐切除術において、病巣が全て切除できた場合

レーザー等を、腫瘍の焼灼ではなく、切除の手段として用いた場合は、観血的治療として考え、肉眼的視野下でレーザーメス等により、病巣の切除を行った場合は、『外科的治療』とします。

自然孔からの挿入ではない広義の内視鏡（従来の体腔鏡を含む）等の光学機器を用いて、開胸術や開腹術と同様の治療が行われた場合は「鏡視下治療」に含めます。

前立腺癌のHoLEP手術のように、内視鏡的視野を用いた場合、「内視鏡的治療」に含めます。

鏡視下治療の有無

(略)

当該がんに関する最初の診断に引き続き行われた当該がんの縮小・切除を意図した鏡視下治療のうち、診療計画等に記載されたものとします。当該腫瘍に対して最初に計画されたものでない治療は含みません（初回治療の定義（p. 23）を参照）。

症状の緩和を目的に行われた治療は含みません。

以下の定義に従って、体腔鏡等の光学機器を用いて行われた病巣の切除等

の観血的治療の有無を判断します。侵襲性の低い治療として位置付けられた、以前「体腔鏡的治療」の名称で呼ばれた、広義の外科的治療のうち、光学機器の視野下で行われた観血的治療の状況を把握するために設定された経緯があります。

鏡視下治療

皮膚切開を加えるなど、自然開口部※以外から挿入された光学機器を用いて（光学機器の視野下で）行われる病巣切除術を「鏡視下治療」とします。

※ 口唇（腔）、鼻孔（腔）、尿道口、肛門、膣口、乳管等を指す。

（中略）

【除外】胃癌・大腸癌での粘膜下層剥離（ESD）

→内視鏡的治療（自然孔〈口又は鼻孔〉から挿入）

開頭手術における光学機器による視野を用いた病巣切除術→外科的治療

（以下略）

内視鏡的治療の有無

（略）

外科的・鏡視下・内視鏡的治療の範囲

（略）

「当該がんの縮小・消失を目的に腫瘍に対して行われた初回治療」に限って、評価を行います。

当該がんに対して最初に計画されたものでない治療は含みません。

初回治療として行われた観血的治療（外科的治療、鏡視下治療及び内視鏡的治療）における、治療の範囲を、その総合的な結果を含めて判断します。

の観血的治療の有無を判断します。侵襲性の低い治療として位置付けられた、以前『体腔鏡的治療』の名称で呼ばれた、広義の外科的治療のうち、光学機器の視野下で行われた観血的治療の状況を把握するために設定された経緯があります。

鏡視下治療

皮膚切開を加えるなど、自然開口部※以外から挿入された光学機器を用いて（光学機器の視野下で）行われる病巣切除術を『鏡視下治療』とします。

※ 口唇（腔）、鼻孔（腔）、尿道口、肛門、膣口、乳管等を指す。

（中略）

【除外】胃癌・大腸癌での粘膜下層剥離（ESD）

→内視鏡的治療（自然孔〈口又は鼻孔〉から挿入）

開頭手術における光学機器による視野を用いた病巣切除術→外科的治療

（以下略）

内視鏡的治療の有無

（略）

外科的・鏡視下・内視鏡的治療の範囲

（略）

「当該がんの縮小・消失を目的に腫瘍に対して行われた初回治療」に限って、評価を行います。

当該がんに対して最初に計画されたものでない治療は含みません。

初回治療として行われた観血的治療（外科的治療、鏡視下治療及び内視鏡的治療）における、治療の範囲を、その総合的な結果を含めて判断します。

【コードの選択】		
1	腫瘍遺残なし 原発巣切除	初回治療として行われた観血的治療において原発巣が切除され、体内には腫瘍が遺残していないと考えられる場合。原発巣と転移巣の両方を切除した結果、腫瘍が遺残していないと考えられる場合を含む。観血的治療後に転移巣が存在・残存している場合は、含まない。
4	腫瘍遺残あり 姑息的な観血的治療	初回治療として行われた観血的治療において原発巣及び/又は転移巣が切除されたが、腫瘍が遺残している場合。原発巣切除を伴わない転移巣の切除、あるいは転移巣の切除を伴わない原発巣の切除の場合。
6	観血的治療なし	自施設で外科的、鏡視下、内視鏡的治療のいずれも行われていない場合、必ず適用します。項目「治療施設」が1、4、8の場合、必ず適用します。
9	不明 実施の有無不明又は腫瘍遺残の有無不明	観血的治療実施の有無が不明の場合。あるいは腫瘍の遺残の有無が不明な場合。

放射線療法の有無
(略)

化学療法の有無
(略)

当該がんに関する最初の診断に引き続き行われた当該がんの縮小・消失を意図した化学療法のうち、診療計画等に記載されたものとします。当該腫瘍に対して最初に計画されたものでない治療は含みません（初回治療の定義〈p. 23〉を参照）。
症状の緩和を目的に行われた治療は含みません。

以下の定義に従って、薬物療法に含まれる化学療法、内分泌療法、その他の治療のうち、内分泌的機序や免疫療法的な薬物治療を除いた、病巣の縮小あるいは消失を目的とした治療の有無を判断します。
全身療法あるいは局所療法として効果の高い「化学療法」の状況を把握するために設定されました。

【コードの選択】		
1	腫瘍遺残なし 原発巣切除	初回治療として行われた観血的治療において原発巣が切除され、体内には腫瘍が遺残していないと考えられる場合。原発巣と転移巣の両方を切除した結果、腫瘍が遺残していないと考えられる場合を含む。観血的治療後に転移巣が存在・残存している場合は、含まない。
4	腫瘍遺残あり 姑息的な観血的治療	初回治療として行われた観血的治療において原発巣および/又は転移巣が切除されたが、腫瘍が遺残している場合。原発巣切除を伴わない転移巣の切除、あるいは転移巣の切除を伴わない原発巣の切除の場合。
6	観血的治療なし	自施設で外科的、鏡視下、内視鏡的治療のいずれも行われていない場合、必ず適用します。項目「治療施設」が1、4、8の場合、必ず適用します。
9	不明 実施の有無不明又は腫瘍遺残の有無不明	観血的治療実施の有無が不明の場合。あるいは腫瘍の遺残の有無が不明な場合。

放射線療法の有無
(略)

化学療法の有無
(略)

当該がんに関する最初の診断に引き続き行われた当該がんの縮小・消失を意図した化学療法のうち、診療計画等に記載されたものとします。当該腫瘍に対して最初に計画されたものでない治療は含みません（初回治療の定義〈p. 23〉を参照）。
症状の緩和を目的に行われた治療は含みません。

以下の定義に従って、薬物療法に含まれる化学療法、内分泌療法、その他の治療のうち、内分泌的機序や免疫療法的な薬物治療を除いた、病巣の縮小あるいは消失を目的とした治療の有無を判断します。
全身療法あるいは局所療法として効果の高い『化学療法』の状況を把握するために設定されました。

(中略)

【コードの選択】

- | | |
|------------|---|
| 1 自施設で施行 | 自施設において、初回治療として施行した場合。 |
| 2 自施設で施行なし | 施行していない場合。
初回治療に含まれない範囲の化学療法を施行した場合を <u>含みます</u> 。
項目「治療施設」が 1.4.8 の場合、必ず適用します。 |
| 9 施行の有無不明 | 化学療法の有無が不明の場合。 |

(以下略)

内分泌療法の有無

(略)

【コードの選択】

- | | |
|------------|---|
| 1 自施設で施行 | 自施設において、初回治療として施行した場合。 |
| 2 自施設で施行なし | 施行していない場合。
初回治療に含まれない範囲の内分泌療法を施行した場合を <u>含みます</u> 。
項目「治療施設」が 1.4.8 の場合、必ず適用する。 |
| 9 施行の有無不明 | 内分泌療法の有無が不明の場合。 |

(以下略)

その他の治療の有無

(略)

【コードの選択】

- | | |
|------------|--|
| 1 自施設で施行 | 自施設において、初回治療として施行した場合。 |
| 2 自施設で施行なし | 施行していない場合。
初回治療に含まれない範囲のその他の治療を施行した場合を <u>含みます</u> 。
項目「治療施設」が 1.4.8 の場合、必ず適用する。 |
| 9 施行の有無不明 | その他の治療の有無が不明の場合。 |

(中略)

【コードの選択】

- | | |
|------------|---|
| 1 自施設で施行 | 自施設において、初回治療として施行した場合。 |
| 2 自施設で施行なし | 施行していない場合。
初回治療に含まれない範囲の化学療法を施行した場合を <u>含む</u> 。
項目「治療施設」が 1.4.8 の場合、必ず適用します。 |
| 9 施行の有無不明 | 化学療法の有無が不明の場合。 |

(以下略)

内分泌療法の有無

(略)

【コードの選択】

- | | |
|------------|---|
| 1 自施設で施行 | 自施設において、初回治療として施行した場合。 |
| 2 自施設で施行なし | 施行していない場合。
初回治療に含まれない範囲の内分泌療法を施行した場合を <u>含む</u> 。
項目「治療施設」が 1.4.8 の場合、必ず適用する。 |
| 9 施行の有無不明 | 内分泌療法の有無が不明の場合。 |

(以下略)

その他の治療の有無

(略)

【コードの選択】

- | | |
|------------|--|
| 1 自施設で施行 | 自施設において、初回治療として施行した場合。 |
| 2 自施設で施行なし | 施行していない場合。
初回治療に含まれない範囲のその他の治療を施行した場合を <u>含む</u> 。
項目「治療施設」が 1.4.8 の場合、必ず適用する。 |
| 9 施行の有無不明 | その他の治療の有無が不明の場合。 |

(以下略)

届出時の状況

死亡日

(略)

その他

備考

(略)

・・・病院等における情報等の保護

(略)

都道府県知事への届出は、がん登録オンラインシステムの利用に移行しつつあります。本システムに利用する端末は、厚生労働省・国立がん研究センターの提示する要件を満たし、配布された証明書をインストールしなければなりません。このような個人情報を扱うPC端末に外部記憶媒体を接続する際には、予め媒体のウイルスチェックを実施することも肝心です。

第3章:死亡者新規がん情報に関する 通知に基づく届出

(略)

死亡者新規がん情報に関する通知に基づく届出

(以下略)

届出時の状況

死亡日

(略)

その他

備考

(略)

・・・病院等における情報等の保護

(略)

都道府県知事への届出は、がん登録届出オンラインシステムの利用に移行しつつあります。本システムに利用する端末は、厚生労働省・国立がん研究センターの提示する要件を満たし、配布された証明書をインストールしなければなりません。このような個人情報を扱うPC端末に外部記憶媒体を接続する際には、予め媒体のウイルスチェックを実施することも肝心です。

第3章:死亡者新規がん情報に関する 通知に基づく届出

(略)

死亡者新規がん情報に関する通知に基づく届出

(略)

遡り調査の方法

(略)

届出の方法

(略)

付 録

(略)

(略)

遡り調査の方法

(略)

届出の方法

(略)

付 録

(略)